第１回　東かがわ市地域公共交通活性化協議会

次　　第

日時：令和元年８月 16 日（金）13:30～

場所：東かがわ市役所３階　大会議室

１　開会

２　市長挨拶

３　委嘱状交付

４　委員紹介　【資料１】

５　協議会設立趣旨及び規約の説明、並びに公開要領等の承認　【資料２、資料３、資料４】

６　会長及び副会長の選任

７　東かがわ市地域公共交通網形成計画策定について

・策定支援業務委託について

・スケジュールについて　【資料５】

８　地域公共交通に関する意見交換

９　その他

10　閉会

資料１

東かがわ市地域公共交通活性化協議会委員名簿

R01.08.01現在

	所属等	役職・氏名	備考
1	大川自動車株式会社	代表取締役社長　佐藤　邦明	規約第3条2号
2	東讃共同株式会社	所長　原田　信行	規約第3条2号
3	有限会社白鳥タクシー	代表取締役　木村　一	規約第3条2号
4	四国旅客鉄道株式会社総合企画本部	担当課長　灘井　裕紀	規約第3条2号
5	相生ふるさと協議会	会長　大字　正数	規約第3条6号
6	小海活性化協議会	会長　工藤　邦彰	規約第3条6号
7	五名活性化協議会	会長　小北　逸郎	規約第3条6号
8	三本松地区活性化協議会	会長　田中　好	規約第3条6号
9	白鳥コミュニティ協議会	会長　江元　祥晃	規約第3条6号
10	丹生地区活性化協議会	会長　寺元　賢一	規約第3条6号
11	福栄地区活性化協議会	会長　清川　誠二	規約第3条6号
12	本町コミュニティ協議会	会長　江川　京子	規約第3条6号
13	東かがわ市自治会連絡協議会	会長　三浦　雄二	規約第3条6号
14	香川高等専門学校建設環境工学科	准教授　宮崎　耕輔　【会長】	規約第3条5号
15	香川大学経済学部	教授　原　直行　【副会長】	規約第3条5号
16	四国運輸局交通政策部交通企画課	課長　柴山　和広	規約第3条3号
17	東かがわ警察署	署長　川中　茂裕	規約第3条3号
18	東かがわ市	副市長　松本　吉弘	規約第3条1号
19	東かがわ市総務部	部長　久保　輝起	規約第3条3号
20	東かがわ市市民部	部長　植田　裕樹	規約第3条3号
21	東かがわ市地域創生課	課長　酒井　眞司	規約第3条3号
22	公募委員	有馬　敏則	規約第3条4号
23	公募委員	熊本　尚子	規約第3条4号
24	公募委員	田村　照栄	規約第3条4号

資料２

東かがわ市地域公共交通活性化協議会規約

（趣旨）

第１条　この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び東かがわ市附属機関設置条例（平成 26 年東かがわ市条例第 21 号）の規定により設置する東かがわ市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ協議し、又は必要があるときは市長に対し建議するものとする。

（１）地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること

（２）計画の実施に係る連絡調整に関すること

（３）計画に位置づけられた事業の実施に関すること

（４）その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第３条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）東かがわ市長の指名する者

（２）公共交通事業者の代表者又はその指名する者

（３）関係行政機関の職員

（４）地域公共交通の利用者

（５）学識経験者

（６）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、令和元年８月 16 日から令和３年３月 31 日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

資料２

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　第３条第１号から第３号まで及び第６号に掲げる委員が会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員を代理する者は、当該委員の属する機関の職員でなければならない。

（意見の聴取等）

第７条　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第８条　協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

６　第６条の規定は、部会について準用する。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、総務部地域創生課において処理する。

（その他）

第 10 条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年８月 16 日から施行する。

資料３

東かがわ市地域公共交通活性化協議会公開要領（**案**）

1　この要領は、東かがわ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　協議会の公開は、協議会の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。ただし、会長が協議会を傍聴することが不適当であると認める者は、傍聴することができない。

3　傍聴人の定員は、10 人の先着順とする。ただし、多数の傍聴希望者があると予想される場合は、会長の判断により定員を増加することができる。

4　傍聴の申込みの受付は、原則として、協議会の当日、会場受付で協議会開始の 30 分前から開始し、先着順で傍聴定員に達したときに終了する。ただし、協議会開始時刻までに傍聴定員に達しない場合は、協議会開始時刻をもって終了する。

5　傍聴人に対しては、傍聴定員に対応する傍聴席を設け、原則として会議資料と同じ資料を用意する。また、報道機関の取材活動についても、会場に記者席、会議資料を用意するなど、十分配慮する。

6　傍聴要領を定めた上で、会議の秩序維持に努める。

7　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年８月 16 日から施行する。

資料４

東かがわ市地域公共交通活性化協議会傍聴要領（案）

１　目的

この要領は、東かがわ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、遵守事項その他の必要な事項を定めるものとする。

２　傍聴の手続

協議会を傍聴しようとする者は、協議会の当日受付において、住所及び氏名を受付簿に記入し、事務局職員の指示に従って会場に入場し着席するものとする。

３　傍聴の禁止

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（１）酒気を帯びていると認められる者

（２）ビラ、プラカード、鉢巻き、のぼり等を携帯し、又は着用している者

（３）協議会を妨害し、又は人に迷惑若しくは危害を及ぼすと認められる物を携帯している者

（４）前３号に定めるもののほか、会長が傍聴を不適当と認める者

４　傍聴人の遵守事項

傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

（１）協議会中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（２）私語を慎み、意見を表明しないこと。

（３）飲食又は喫煙をしないこと。

（４）携帯電話等の音を発する機器を使用しないこと。

（５）会長の許可なく協議会の模様を撮影し、又は録音しないこと。

（６）前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

５　傍聴人の退場

協議会の傍聴を認めない項目を検討するときは、傍聴人はその間退席しなければならない。

６　会長の指示

傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

７　違反に対する措置

傍聴人が、この要領に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場させることができる。

資料４

８　その他

この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年８月16日から施行する。

業務スケジュール

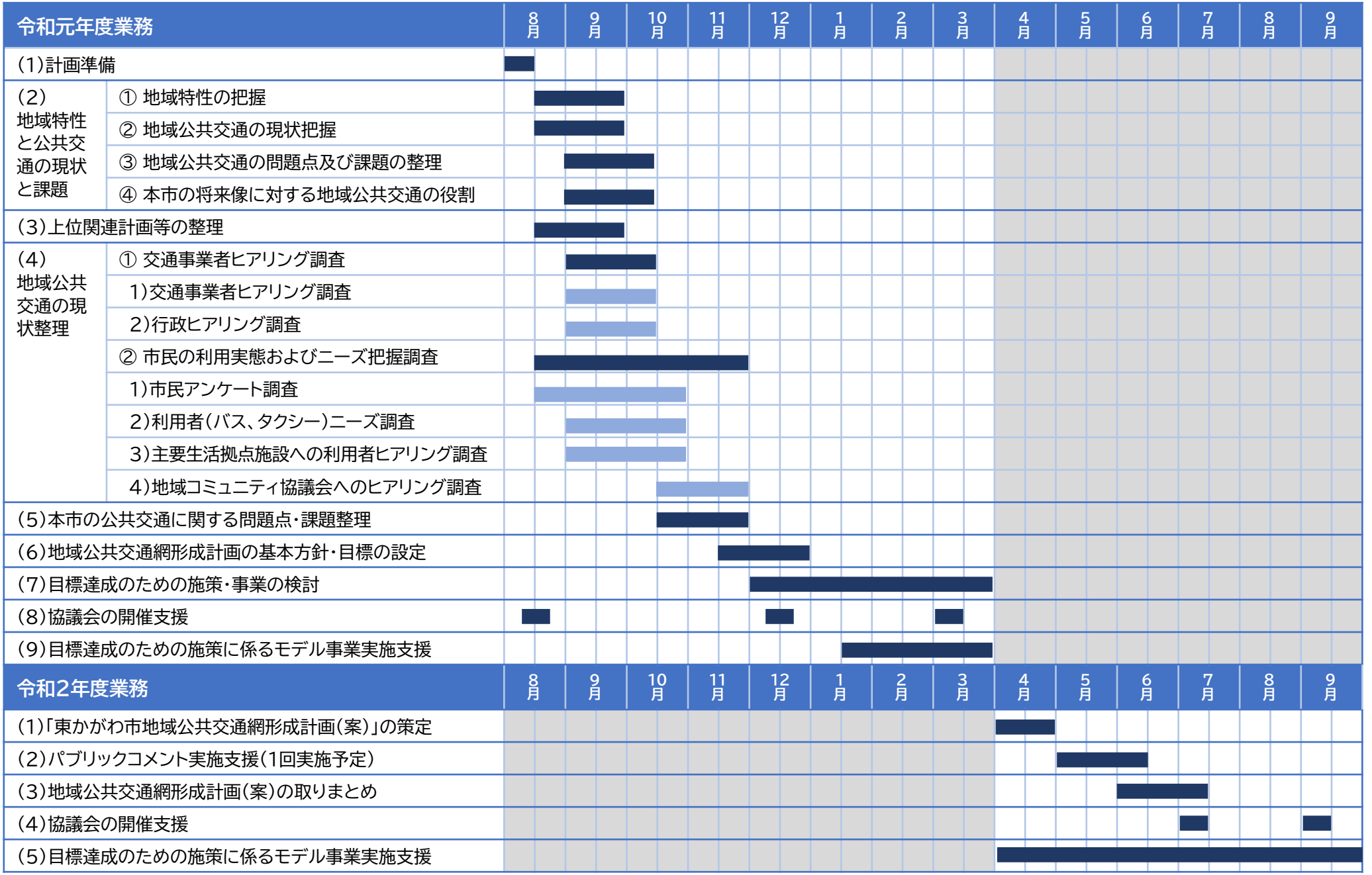
令和元年度業務
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
(1)計画準備
(2) 地域特性と公共交通の現状と課題
① 地域特性の把握
② 地域公共交通の現状把握
③ 地域公共交通の問題点及び課題の整理
④ 本市の将来像に対する地域公共交通の役割
(3)上位関連計画等の整理
(4) 地域公共交通の現状整理
① 交通事業者ヒアリング調査
1)交通事業者ヒアリング調査
2)行政ヒアリング調査
② 市民の利用実態およびニーズ把握調査
1)市民アンケート調査
2)利用者(バス、タクシー)ニーズ調査
3)主要生活拠点施設への利用者ヒアリング調査
4)地域コミュニティ協議会へのヒアリング調査
(5)本市の公共交通に関する問題点・課題整理
(6)地域公共交通網形成計画の基本方針・目標の設定
(7)目標達成のための施策・事業の検討
(8)協議会の開催支援
(9)目標達成のための施策に係るモデル事業実施支援
令和2年度業務
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
(1)「東かがわ市地域公共交通網形成計画(案)」の策定
(2)パブリックコメント実施支援(1回実施予定)
(3)地域公共交通網形成計画(案)の取りまとめ
(4)協議会の開催支援
(5)目標達成のための施策に係るモデル事業実施支援

地域公共交通について

活発で良い議論ができる会議のために。

地域に合ったより良い公共交通の
未来に向けて、今から議論をしっかりと、
着実に重ねよう。

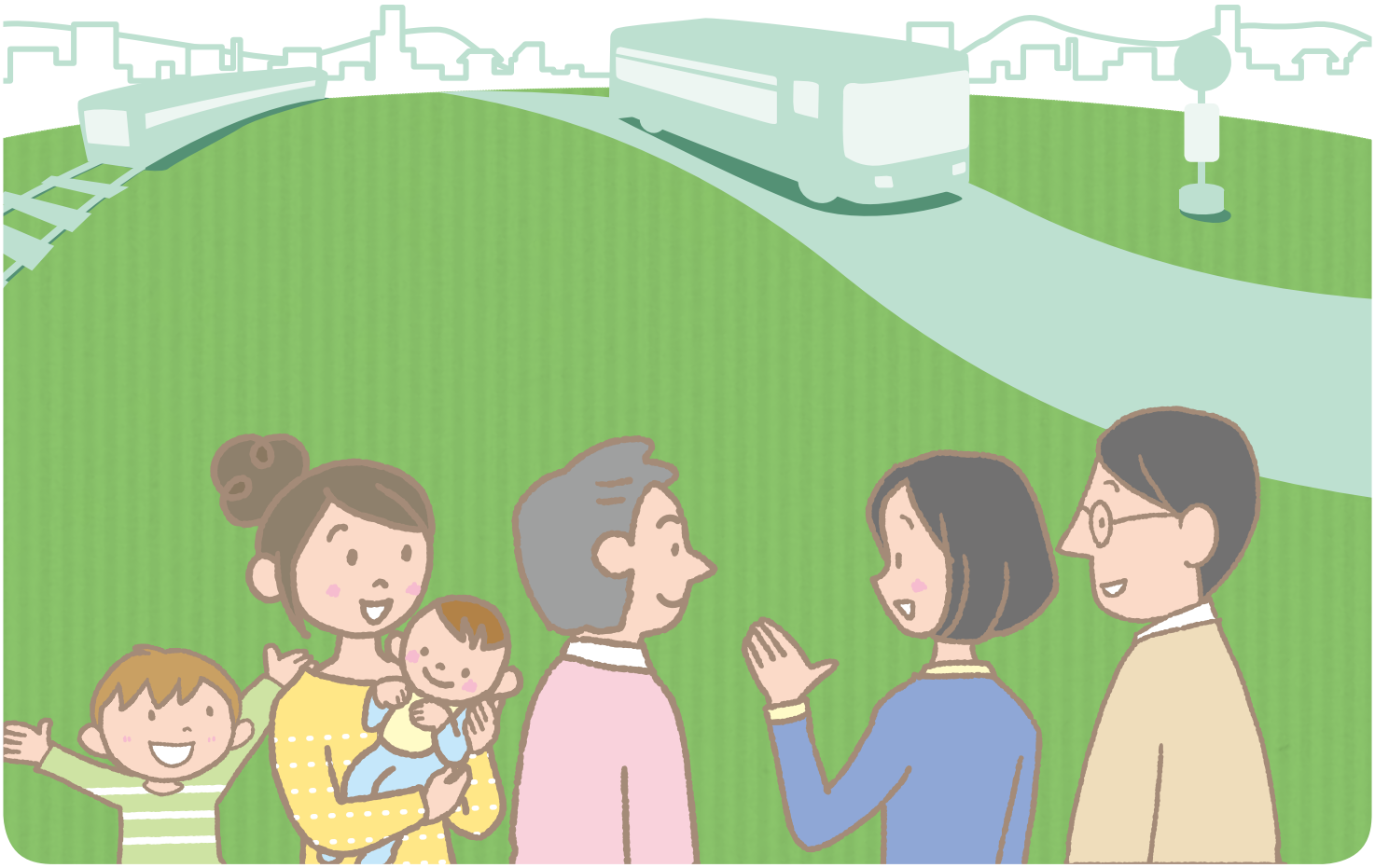

国土交通省 中部運輸局

全国の地域公共交通が、いま、大ピンチです！

利用者の減少　利用者が減り、路線が減少し続けています。

採算の悪化 → 路線の縮小・廃止

鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等、様々な公共交通があります。

でも、今、地方の公共交通は利用者が減少傾向にあり、結果、路線も減少し続けています。

あなたの地域には、
どんな公共交通が走っていますか?

バス輸送人員の推移(H12年度を100とした場合)

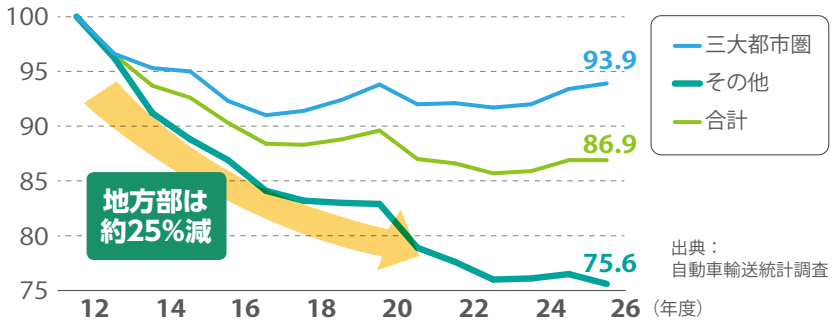

出典：自動車輸送統計調査

地域のみんなが豊かに暮らすために、地域の公共交通はとても重要です。

地域にはいろいろな人が住み、いろいろな場面で公共交通を必要としています。

通院・買物
自分で運転するのが不安だわ。でも、通院や買物は自分1人で行きたいし。

通学
進学に向け、遠方の高校へ通いたい。通学は**なるべく親に迷惑をかけたくない。**

通勤
日々の通勤、渋滞もすごいし、**車でいくのは疲れる**な。

観光
地域の良いところ、**いろいろとゆっくり、回りたい**な。

地域公共交通があることにより1人ひとりが自立した生活を送れ、
そして、まちに人を呼び込むことができて、賑わいや活気へとつながります。

地域公共交通は、まちづくりには欠かせない大切な要素です。

地域公共交通がなくなって困ることは？　あってできることは？

5年後、10年後、地域の公共交通を維持するために、今からできることをしっかりと、考えていく必要があります。

「地域公共交通会議」は、
地域にふさわしい公共交通をつくりあげていくために、
住民、交通事業者、行政など関係者みんなで、
話し合って決める場です。

※地域公共交通に関する会議の仕組みや呼び方は地域によって異なります

地域公共交通会議で話し合うこと

運行について

ダイヤやルートの見直し、停留所の位置や運賃など、利用者にとって使いやすいものを目指します。また、きちんと運行され、改善が図られているか、地域の関係者みんなで確認します。

利用者を増やすために

地域公共交通の利用者を増やすため、みんなでいろいろなアイデアを持ち寄り検討します。

地域全体の、公共交通の将来について

まちや地域全体のあり方など、将来を見据えた広い視野をもって、今後どのような地域公共交通が必要か関係者みんなで考えます。

その他、交通に関する、計画づくりや補助金の申請など…

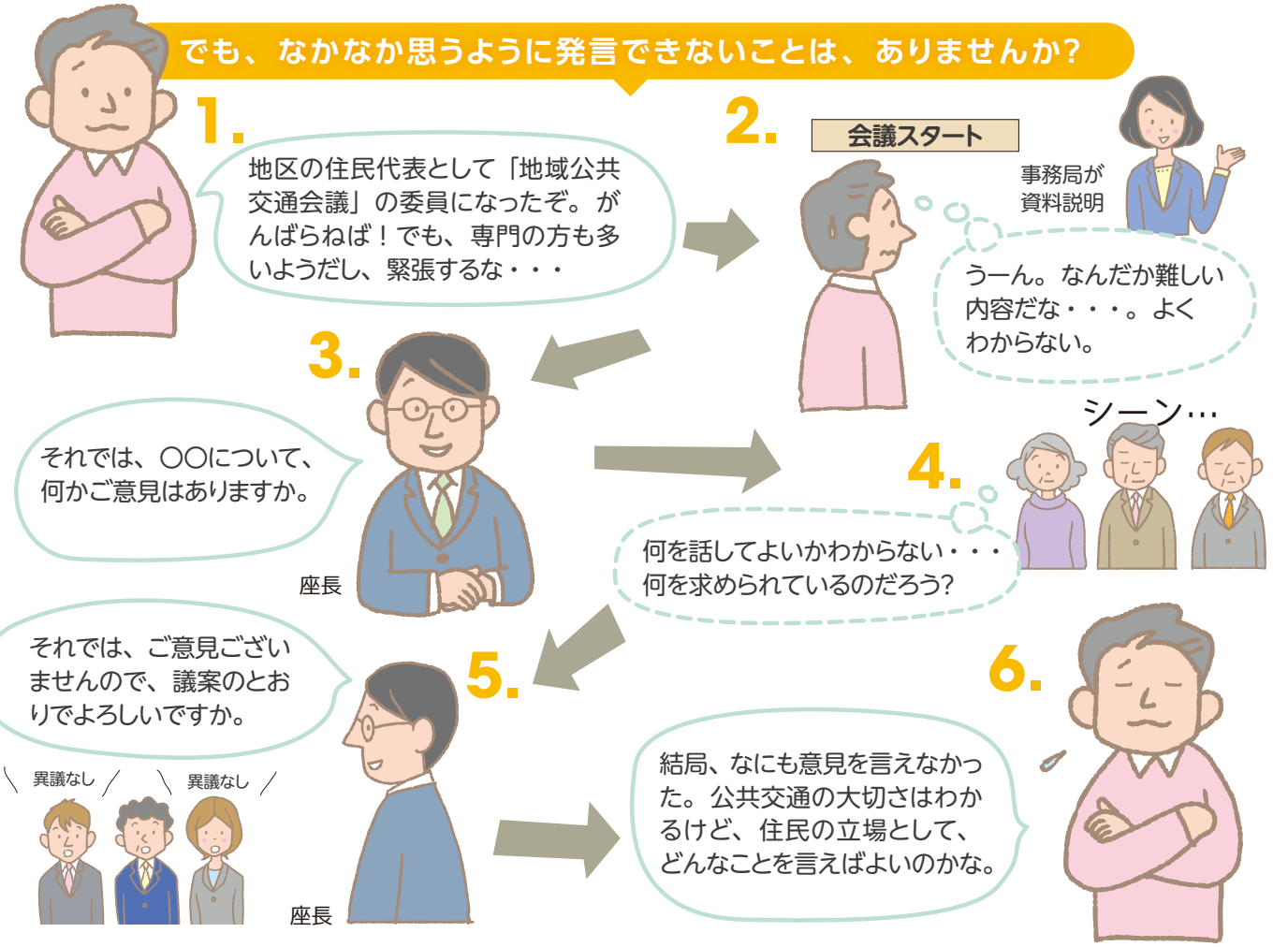

せっかく参加する会議。あなたの意見で公共交通を良くするためにはどうすればいいのでしょう?

会議の参加者とその役割 ※会議によっては、参加者が異なる場合があります。

参加している人はどんな人たちで、どんな立場で参加しているのでしょうか?

法律、制度など
専門的なことへの質問

解説・助言
改善に向けた
提案

身近な
影響への
質問

わかりやすい
説明

日頃から連携

事業の確実な
実施に向けた
調整

専門的な立場
からの判断

住民代表

●日頃から感じている、利用するうえでの課題、困ったことを伝える
●地域の視点から、公共交通に関する課題や、必要な取り組みを提案

利用している大型スーパー最寄りのバス停が、店からちょっと遠いんです。買物の後、重い荷物を持って移動しなければいけないから、**スーパーの入口までバスが入れるとうれしい**なという声があります。

座長

●議事の進行
●話しやすい雰囲気づくり、会議の活性化
●議題によっては、事務局や関係の強い委員に発言を促す

日頃感じているご意見、ありがとうございます。利便性向上に向けた貴重な意見かと思います。**乗り入れについて議論しましょう。**

学識経験者

●交通やそれに関連する分野の有識者としてアドバイス

商業施設から、バス利用者への割引券の発行など、**連携した取り組みができるとよい**ですね。

市町村

●市町村としての方針を提示
●地域の活性化やまちづくり等の立場から発言

スーパーへの乗り入れに対する**要望については、住民アンケート等**でもあがってきています。

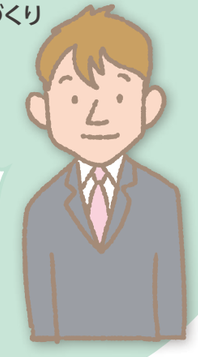

事務局

●会議の設計、運営
●関係者との調整・連携
●事業の実施状況の報告
●必要な資料のとりまとめ

商業施設の乗り入れは、**各専門分野のみなさんと調整し、確認**します。

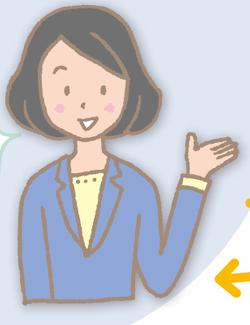

交通事業者

●公共交通運行の当事者
●ノウハウを活かした企画提案

スーパーへの乗り入れについては、バスを小型化すれば可能になりますが、反面、乗れる人数が減りますので、**通勤・通学の際は乗れない人が発生**してしまいます。

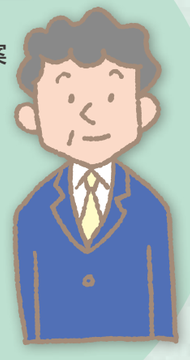

運転者団体

●労働条件及び労働環境の観点で助言
●運行の実情を伝える

入り口が狭いので、**回り道をすれば入るのは可能**だと思います。

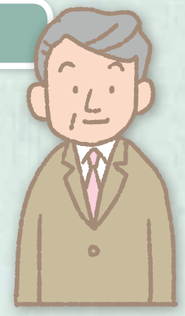

道路管理者

●道路管理上の観点から助言

事前に確認したところ、**道路幅は問題ありません。**

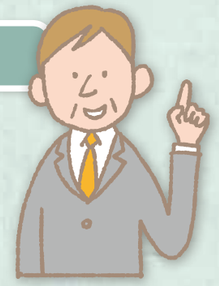

公安委員会・警察

●交通保安上の観点から助言

商業施設のバス停の位置については、**現場の確認が必要**です。

都道府県の交通政策担当者

●市町村の境界を越えた、広域的な視点で助言

A市でも同じような課題があり、調整して乗り入れができました。参考にしてください。

運輸局

●地域の公共交通のあり方について助言

商業施設への乗り入れは、**延伸になるので国への申請が必要**ですね。

みんなで話しやすい、場づくりをしましょう

次回の地域公共交通会議で・・・

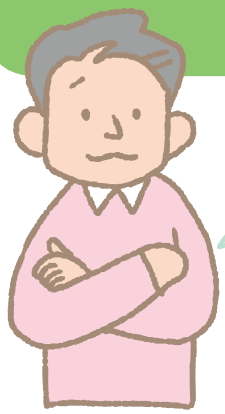

1. 会議開催日前

お、会議資料が送られてきたぞ!
事前に資料を読んでおけば、
何について話すか予習できるな。

2. 会議当日

座長

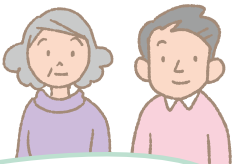

事務局の
資料説明

それでは、〇〇について、
何かご意見はありますか。

3.

すみません。この制度
は、どんな制度ですか?
もう少しくわしく教えて
ください。

4. 制度について

わかりづらくて、すみません。
まず制度ですが、この制度
は・・・・・なんです。

事務局

5.

それ、私もわからなかったんです。
質問してもらってよかったわ。

この路線の〇〇っていうバス停
ですが、近所にある屋根付の施
設に近づけてほしいなという声
が地区からあがっているの。

6. バス停について

少し移動するだけでも雨の日
の利便性があがりますね。た
だ、交差点に近くなるな。安
全上、大丈夫でしょうかね。

バス事業者

7.

公安委員会

バス停を設置する場所は、
安全がしっかり確保される
必要があります。一度、
現場を確かめてみましょう。

8.

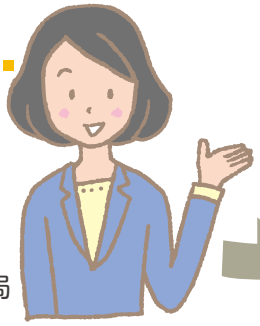

事務局

確認し、次回の協議会で
結果をお知らせします。

9.

なるほど。利用者の意見で
公共交通が改善されるんだ!
これから地域公共交通のこ
とをもっと考えていこう。

あなたが疑問に思っていることは、
みんなも疑問に思っているはずです。
地域に合ったより良い公共交通は、
みんなで考え話し合うことによって実現できます。

素朴な疑問

Q どんな発言でも大丈夫? 地域公共交通についての提案はしてもいいの?

委員の方の意見や提案で地域公共交通が良くなった事例はたくさんあります。日ごろ気づいたこと、わからないこと、地域公共交通を良くする取り組みなど積極的に発言してください。

地域公共交通にはみなさんの税金が使われていますので、お住まいの地区だけでなく、地域全体をより良くするという視点で発言しましょう。

Q 会議以外では何をすればいいの?

地域公共交通を日頃利用されない方は、この機会に利用してみましょう。利用することで、普段とは違った視点で地域の状況を知ることができます。

また、会議で地域公共交通について真剣に話し合っていることや、その結果などについて、地域のみなさんに広く知っていただくようにしましょう。

Q 住民代表といわれても、ほかの地域のことはよくわからないわ。

事前に地域の意見を集めている委員さんもいます。ご自身で、できる範囲で、周りの方の意見を集めるようにしましょう。

会議によっては、住民としての意見を独自に議論する場（分科会など）を組織しているところもあります。

Q 会議で決定したことはどうなるの?

会議で路線、ダイヤ、運賃などの変更が承認されれば、それは議会での予算承認を経て実行されます。みなさんの生活に直結することなので、しっかりと話し合って決めましょう。

学識経験者から「地域公共交通会議」をより良くするポイント

POINT 1 地域における公共交通の役割や将来を考えて議論をしましょう!

地域には、自治体が運営するバスだけでなく、民間バスやタクシーも運行しており、それぞれには役割があります。地域全体を視野に入れ、それぞれの公共交通の適切な役割分担も踏まえながら、議論することが重要です。

また、今必要だという視点だけでバスを走らせても、当初の予定より利用者や収入が少なく、すぐに運行が行き詰まってしまうこともあります。地域の将来を想像しながら検討しましょう。

このように、「公共交通の役割分担」や「地域の将来」、など広い視点を持って、より良い公共交通にしていくために、利用者や現場の意見を活かして、定期的に見直しを行い、改善をしていきましょう。

POINT 2 お互いの立場を尊重し、議論をしましょう!

地域公共交通会議では、自分の意見を伝えることが大事です。一方、他の委員の意見を聞くことも大事です。様々な立場の人が集まりますから、意見が一致しないこともあります。まずは否定せずに、お互いの立場について理解を深めましょう。

住民の発言から、より良い地域公共交通としていく取り組み事例をご紹介

認知度向上に向け、イベント等を活用したPRを実施 ～利用者増加にはまずは知ってもらう～

地域のお祭りへ地域公共交通で行けたらいいな!

意見をうけて

地区で開催されるお祭りにあわせて、会場に行きやすい臨時便を運行しました。臨時便は、普段のルートから遠方を回るスーパーや病院を外した、交通結節点を結んだルートで、民間バスとの乗継ぎも考慮したものとしました。普段、バスに乗らない人たちに乗ってもらう機会につながりました。

地域の人たちに、コミュニティバスをもっと知ってほしい。
地区のお祭りを利用して、「乗ってもらう機会」をつくれないかな!

日頃の活動のなかで、コミュニティバスを紹介したい!

意見をうけて

事務局は時刻表を渡し、その後イベントでの配布につながりました。

日頃の活動の中で、コミュニティバスを知ってもらう取組みにご協力いただける機会がありましたら、ぜひご提案ください。

利用者を増やすためには、まずはコミュニティバスを知ってもらうことが必要だと思います!私が、開催しているイベントで時刻表を配布し、PR活動のお役に立てたらと思います。

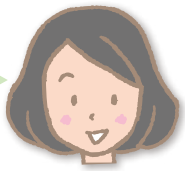

日頃感じていた「心配」を語ることで、バスの乗降環境が改善

バスを乗り降りするとき、いつも危なくて!

意見をうけて

すでにバス停付近の縁石を取り外したところもありましたが、まだ残っている場所もある状況でした。住民代表の意見をうけて、「乗降環境の整備」の必要性が再認識され、計画立てて取り組むことになりました。また、会議開催後、指摘があったバス停付近のブロックは取り除かれ、乗降しやすい環境となりました。

バスを乗り降りする場所で、歩道と車道を仕切る縁石が高く、越えるのに一苦労であぶないんです。バスが接触しないか心配しています。安全性を確認してほしいです!

地域住民の暮らしの実情に合わせた路線延伸が実現

もっと、地域住民の暮らしに合った交通体系へ!

小学校の統廃合に伴い、既存のバス路線、ダイヤの見直しが協議されていました。その中で、事務局が提示した変更案では「地域の実情を十分に反映していないのでは」との声があがりました。

意見をうけて

既存ルートから奥の地区まで延伸することになりました。延伸にあたっては、地区の住民とも話し合いを行い、小学生・中学生や高齢者の生活に合わせたダイヤとし、利便性の向上につながりました。

奥の地区に住む子どもたちが、利用できるバスがなくて。歩いて帰るのは危険なんです。

高齢者の方がバス停までの上り坂を歩くのが大変そう。もう少し、延伸できないでしょうか。

［お問い合わせ］

［発行］

国土交通省 中部運輸局
TEL：052-952-8006 FAX：052-952-8085

平成28年3月発行